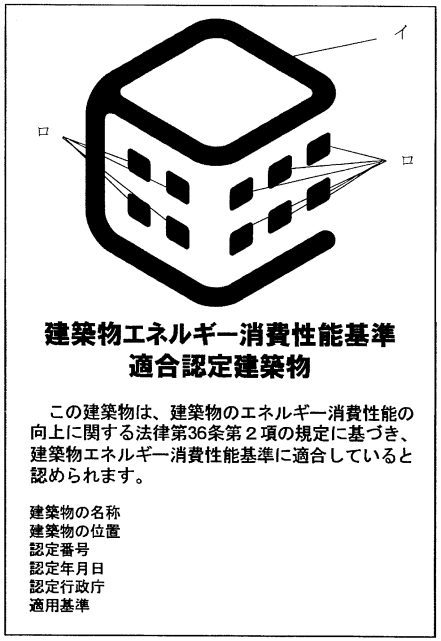
様式第七（第九条第二項関係）



（備考）

１．色彩は、地の色は白色、文字の色は黒色（色は、100％ blackとする。）、イの部分の色は、カラーの標章を使用する場合においては緑色（色は、58％ cyan、７％ magenta、99％ yellow、０％ blackとする。）、モノクロームの標章を使用する場合においては黒色（色は、100％ blackとする。）、ロの部分にあっては、カラーの標章を使用する場合においては濃い黄色（色は、８％ cyan、24％ magenta、80％ yellow、７％ blackとする。）、モノクロームの標章を使用する場合においては灰色（色は、70％ blackとする。）とすること。

２．大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

３．基準適合認定建築物とその他の建築物を区別できるように表示すること。

４．第９条第１項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略することができる。

５．基準適合認定建築物が一戸建ての住宅である場合は、建築物の名称は省略することができる。

６．「適用基準」の欄は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）附則第３条又は第４条の適用の有無に応じ、それぞれ次に定めるところにより記載すること。

⑴　基準省令附則第３条又は第４条の適用を受ける場合

一次エネルギー消費量基準（既存建築物）適合

⑵　基準省令附則第３条又は第４条の適用を受けない場合

次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより記載すること。

イ　非住宅建築物（基準省令第１条第１項第１号の非住宅建築物をいう。）　一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合

ロ　住宅（基準省令第１条第１項第２号の住宅をいう。）　一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合・外皮基準適合

ハ　複合建築物（基準省令第１条第１項第１号の複合建築物をいう。）　一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合・外皮基準（住宅部分）適合

様式第八（第十条関係）（日本工業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条第２項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第38条　所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第36条第２項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第17条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第九（第十一条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

申　請　者　の　住　所
申請者の氏名又は名称　　印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

１．判定の業務を行う事務所の所在地

２．適合性判定員の氏名